

令和3年 6月以降 介護予防・日常生活支援総合事業(概要書)

訪問型サービス

自立支援訪問型サービス (A2)

《現 行》 算定項目		《改定後》 算定項目	
イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,172単位 /月	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	299単位 /回
ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,342単位 /月	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	299単位 /回
ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者、要支援2(週2回を超える)	3,715単位 /月	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	299単位 /回
ト 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者、要支援1・2(短時間サービス) ※1月につき22回まで(20分未満)	166単位 /回	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2(20分程度) ※1月につき22回まで	183単位 /回
国東市ではイ.ロ.ハの算定項目は使用しない ニ.ホ.ヘの利用回数を算定する		訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分(新型コロナウイルス感染症への対応)	所定単位数の 1000分の1
【加算については、国の加算すべてを適用】		国東市独自加算 訪問型独自サービス状態改善加算 サービス利用中に(1)要支援2から非該当 (2)要支援1から非該当へ改善した場合	5,000単位 (給付対象外)

令和3年 6月以降 介護予防・日常生活支援総合事業(概要書)

通所型サービス

自立支援通所型サービス (A6)

	《現行》		《改定後》
イ 通所型サービス費1 (独自) 事業対象者、要支援 1 (1月につき週1回程度)	1,655単位/月		1,672単位/月
通所型サービス費1 (独自) 日割	54単位/日		55単位/日
通所型サービス費2 (独自) 事業対象者、要支援 2 (1月につき週2回程度)	3,393単位/月		3,428単位/月
通所型サービス費2 (独自) 日割	112単位/日		113単位/日

【加算については、国の加算すべてを適用】

訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分
(新型コロナウイルス感染症への対応)

所定単位数の1000分の1

国東市独自加算

通所型独自サービス状態改善加算

※サービス利用中に(1)要支援2から非該当

(2)要支援1から非該当へ改善した場合

5,000単位
(給付対象外)